

# 令和7年度税制改正の概要

令和6年12月 こども家庭庁

# 令和7年度税制改正事項

## ➤ **こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置**

〔印紙税、関税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税〕

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。

## ➤ **経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等**

〔所得税、贈与税、個人住民税〕

- 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充・子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充  
令和6年限りの措置として対応した上乗せ措置について、令和7年限りの措置として講ずる。

- 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる。

- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

※一部について国土交通省・復興庁・環境省、金融庁・農林水産省・厚生労働省・経済産業省と共同要望

## 1 大綱の概要

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業等について、既存の児童福祉施設や社会福祉事業と同様に、各種の非課税措置等を講ずる。

## 2 制度の内容

### 【国税】

- 母子保健法の改正に伴い、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託を受けて行う健康診査等に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。
- 乳児等通園支援事業について、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置(暫定無税)の対象に追加する。

### 【地方税】

- 社会福祉事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業の用に供する固定資産を加える。
- 社会福祉事業の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業の用に供する不動産を加える。
- 社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、対象に妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業の用に供する施設を加える。

# 経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等①

(子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充  
子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充 関係)

(所得税、個人住民税)  
(国土交通省・復興庁・環境省と共同要望)

## 住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税・個人住民税)

子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、住宅ローン減税について、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和7年も引き続き実施する。

		<入居年>				
		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
控除率 : 0.7%		1年間の控除額 =借入金額×0.7% ※限度額あり				
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円 子育て世帯等※: 5,000万円	今回改正内容 4,500万円 子育て世帯等※: 5,000万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円 子育て世帯等※: 4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※: 4,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円 子育て世帯等※: 4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※: 4,000万円
		その他の住宅	3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認: 2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間		13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
		10年				
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡ (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認: 40㎡(所得要件: 1,000万円))			今回改正内容 50㎡ (新築の場合、40㎡(所得要件: 1,000万円))	

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

○子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置についても、令和7年も引き続き実施する。

### ◆ 生命保険料控除制度の拡充 [農林水産省・厚生労働省・経済産業省・こども家庭庁が共同要望]

#### 【現状及び問題点】

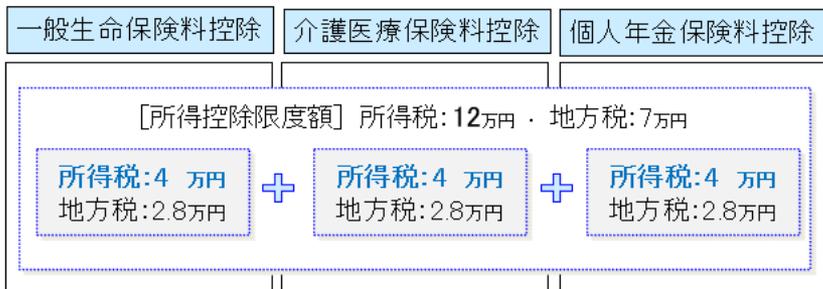
子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要。

#### 【大綱の概要】

- 所得税法上の一般生命保険料について、居住者が**年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には**、当該控除の**最高限度額を6万円**(現行4万円)とする。
- 対象となる生命保険契約等及び介護医療保険契約等の範囲から、その保険料又は掛金を一時に支払うことを内容とするものを除外する。

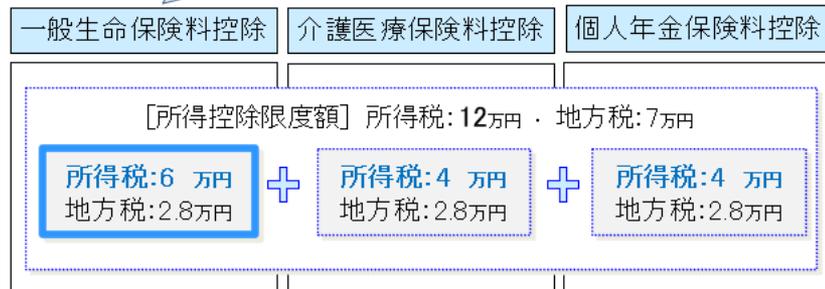
#### 【現行】

※2012年1月以降の契約について



#### 【要望案】

23歳未満の扶養親族  
を有する場合



※一時払生命保険については、本制度の控除の適用対象から除外

# 経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等③ (結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 関係)

(贈与税)  
(金融庁と共同要望)

## 1 大綱の概要

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

一括して子・孫への贈与を行った場合の贈与税非課税措置となる期間を2年延長し、適用期限を令和9年3月31日までとする。

### 制度のスキーム



# 経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等④

(ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る  
非課税措置の延長関係)

(所得税、個人住民税)

## 1 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする。

## 2 制度の内容

### 【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け】

- 母子・父子自立支援プログラム（※1）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和7年度予算を財源とする貸付（制度拡充分（※2）も含む。）を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

（※1）本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる策定する自立支援のためのプログラム。

（※2）当該貸付事業については、令和7年度予算要求において貸付額の上限の拡充を要求している。

### 【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付け】

- 児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については5年間の就業継続、資格取得支援費については2年間の就業継続で返済免除となること、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和6年度補正予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

## 第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

### 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

#### (1) 個人所得課税のあり方

##### ③ 人的控除をはじめとする各種控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

また、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。

#### (2) 子育て世帯への支援

##### ① 子育て支援に関する政策税制

令和6年度税制改正大綱において高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとした以下のイからハの子育て支援税制については、上記

(1)③の高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえてそのあり方を検討することとなるが、今般、1年間の時限的な措置として対応する。

##### イ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和6年限りの措置として対応した上乗せ措置について、令和7年限りの措置として講ずる。

所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同様に個人住民税額から控除し、個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

##### ロ 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

令和6年限りの措置として対応した特例措置について、令和7年限りの措置として講ずる。

##### ハ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更しない。

一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする。

##### ② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和5年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされた後も、利用件数が低迷する等の状況にあり、関係省庁において、子育てを巡る給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべきである。他方、現在、「こども未来戦略」の集中取組期間(令和8年度まで)の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にある。このため、本措置は、特に集中取組期間であることを勘案し、適用期限を2年延長する。

## 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

### 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

#### (1) 子育て支援に関する政策税制

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。そうした観点から、以下の①から③について、「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。

ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。

#### ① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡を緩和する。

東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、新築住宅の床面積要件を緩和する。

なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

#### ② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

#### ③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとする。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。

また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

### 6. 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないように適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。